

提出日(西暦)	2022年8月31日
---------	------------

## 品質管理システム概要書（2022年8月31日現在）

監査事務所名 あおい監査法人  
代表者名 恵良 健太郎

### 1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、「監査に関する品質管理基準」等に準拠した「品質管理規程」を設けており、品質管理システムに関する最終的な責任は、当監査法人の最高経営責任者が負っていることを定めています。

また、品質管理システムの整備及び運用に関する個々の責任者を定め、当該責任者が、品質管理システムが適切に整備及び運用されていることを確かめています。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスクに関する品質管理の責任は、当監査法人の最高経営責任者が負っていることを定めています。

### 2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持の方針及び手続

#### (1) 職業倫理

職業倫理は、倫理規則等において規定され、職業的専門家としての倫理に関する基本原則を遵守すること等を定めています。

#### (2) 独立性

当監査法人は、隨時、全社員及び職員から監査従事者適格性の確認書及び独立性のチェックリスト等を入手することで独立性の確認を行っています。

また、独立性に対する脅威と適切な措置に関する包括的な指針について規定している倫理規則を遵守すること等を定めており、必要に応じて監査実施者に対し独立性の教育を実施しています。

#### (3) ローテーションの方針及び手続

業務執行社員等のローテーションについては、公認会計士法上の大会社等を対象として、社員会の承認のもと、平成14年4月1日を起算日とする具体的な交替ルールを設けてローテーション予定表を作成しています。

具体的には、同一関与先の社員の関与期間は7年、インターバルは2年としています。

この場合、特に、ローテーションの対象者として、社員以外に対象となる者がいるかどうかについての確認を実施しております。

### 3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約を締結する際には、監査事務所の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況を考慮すること、並びに関与先の誠実性、利益相反関係等を検討すること等を定めております。

監査契約を解除する際には、重要な事項、相談内容、結論及びその結論に至った根拠等を文書化することを義務付けております。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めております。

- ・不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- ・新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に関する手続が適切に行われていることを確かめなければならないことを定めております。

### 4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

監査実施者の採用、監査実施者の能力及び適正、並びに、監査実施者の評価、報酬及び昇進については、能力と資質を備えた誠実な人材を選考すること、及び監査実施者が能力を高め維持することを正当に評価し、そのために必要となる教育・訓練制度を構築すること等の考慮事項を定めております。

監査実施者の選任については、その職責を果たすのに適切な能力、適正、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保していること等の考慮事項を定めております。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しなければならないことを定めております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあることを定めております。

## 5. 業務の実施

### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査実施者は、客觀性及び適切な職業的懷疑心を保持すること、並びに正当な注意を払って自己の職務を遂行すること等を定めております。

補助者は、監査業務の実施に当たってより経験のある他の監査実施者に適宜質問等を行うことによりコミュニケーションを図ること、及び経験のある監査実施者は、経験の浅い補助者が作成する監査調書を適宜査閲すること等を定めております。

#### 【不正リスクへの対応】

i. 当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負っていることを定めております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査調書を査閲する責任を負っていることを定めております。

ii. 当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達しなければならないことを定めております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならないことを定めております。

### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施し、専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化することを義務付けております。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討しなければならないことを定めております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査チームが専門的な見解の問合せに関する手続を適切に実施する責任を負っていることを定めております。

### (3) 審査の方針及び手続

監査業務に係る審査の担当者は、監査責任者として当該監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限が必要であることを定めております。

また、業務執行社員等のローテーション同様に、公認会計士法上の大会社等については、同一関与先の審査の担当者の期間は7年、インターバルは2年としております。

審査は、すべての監査業務について実施しており、通常、監査責任者等との討議及び財務諸表とその監査報告書の検討(特に監査意見についての十分な検討)により行い、審査の内容及び結論は、監査調書として文書化することを義務付けております。

#### 【不正リスクへの対応】

i. 当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当監査法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任することを定めております。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施することとしております。

ii. 当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、当監査法人の定める方針及び手続に従って審査担当者が選任されていることを確かめなければならないことを定めております。

iii. 不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないことを定めております。

iv. 当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査において検討され評価される事項には、例えば、以下の事項が含まれることを定めております。

- ・修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容
- ・監査上の判断、特に重要性及び重要な虚偽表示の発生可能性に関して行った判断
- ・リスク対応手続の種類、時期及び範囲
- ・入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか。
- ・専門的な見解の問合せの要否及びその結論
- ・不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか。

#### (4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違が生じたときには、監査上の判断の相違を早期に識別し、それを解決するための明確な指針を提供する監査事務所の定める監査上の判断の相違に関する方針及び手続に従ってこれを解決すること等を定めております。

#### (5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理の期限は、監査報告書日から、60日としております。また、監査調書のうち当座調書の保存期間は、10年としております。

これらを含めた監査調書の管理の方針及び手続については、品質管理基準に細則を定めて運用しております。

### 6. 品質管理のシステムの監視

#### (1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムの監視の責任者として、当該責任を担うだけの十分かつ適切な経験と権限を有する社員等を選任しなければならないこと等を定めております。

##### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめなければならないことを定めております。

- ・監査契約の新規の締結及び更新
- ・不正に関する教育・訓練
- ・業務の実施（監督及び査閲、当監査法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）
- ・監査事務所間の引継

#### (2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理のシステムの監視の結果、不適切な監査報告書が発行されたおそれがある場合、又は監査業務の実施過程で必要な手続が省略されたおそれがある場合に対処するための方針及び手続を定めております。

#### (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

不服と疑義の申立ての調査において、品質管理の方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合、又は一人若しくは複数の者が品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、適切な是正措置を講じなければならないこと等を定めております。

### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定めております。

- ・不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報を受け付ける。
- ・当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。
- ・監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

## 7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人が前任監査人となる場合又は、後任監査人となる場合についての方針及び手続を定めております。

### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならないことを定めております。

また、監査責任者は、監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告されていることを確かめなければならないことを定めております。

## 8. 共同監査の方針及び手続

共同監査を実施する場合において、監査業務の質を合理的に確保するため、共同監査契約の新規の締結及び更新の承認手続について十分に検討すること並びに監査調書の相互査閲及び監査業務内容の評価の方法を適切に決めること等を定めております。

## 9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

新たに合併等による組織再編を行っていないため記載事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。